平成22年10月15日 南城市規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、南城市開発事業手続条例(平成22年南城市条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(周辺住民への事前の周知、説明)

- 第2条 条例第8条第1項の規定による標識の内容、設置の時期及び方法は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 標識の内容 様式第1号による。
  - (2) 設置の時期 条例第9条第2項の申請を行おうとする日の30日前までに設置すること。
  - (3) 設置の方法 標識の対角線の交点が地盤面から1メートルの高さに位置するように固定して設置すること。
- 2 条例第8条第2項の規定による説明の内容、時期及び方法は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 説明の内容 前項第1号に掲げる内容及び当該開発事業の計画における周辺環境への 配慮
  - (2) 説明の時期 条例第8条第1項の規定により標識を設置した日から起算して7日を経過した日から条例第9条第2項の申請を行おうとする日の前日までに実施すること。
  - (3) 説明の方法 説明会の開催又は周辺住民に対して個別的に行う説明とすること。
- 3 事業主は、前項第3号に係る説明会を開催するときは、緊急その他やむを得ない場合を除き開催日の5日前までに、日時及び場所を文書等により周知しなければならない。
- 4 条例第8条第3項の規定による市長への報告は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ 当該各号に定めるところにより速やかに行うものとする。
  - (1) 条例第8条第1項の規定による標識の設置 当該設置の状況の写真の提出
  - (2) 条例第8条第2項の規定による説明の実施 周辺住民に説明をしたときに使用した資料及び開発事業計画説明結果報告書(様式第2号)の提出

(開発事業許可申請書の添付図書)

- 第3条 条例第9条第2項に規定する開発事業許可申請書(様式第3号)に添付すべき図書は、 次に掲げる図書とする。
  - (1) 開発事業区域位置図
  - (2) 開発事業区域図
  - (3) 開発事業施行の同意書(様式第4号)
  - (4) 開発事業区域に係る土地の登記事項証明書
  - (5) 開発事業区域に係る不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項の地図の写し
  - (6) 設計説明書(様式第5号)

- (7) 設計図
- (8) 前各号に掲げる図書のほか、市長が必要と認める図書

(設計説明書の添付図書)

- 第4条 前条第6号の設計説明書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
  - (1) 従前の公共施設一覧表 (様式第6号)
  - (2) 新設する公共施設一覧表(様式第7号)
  - (3) 付替に係る公共施設一覧表 (様式第8号)
  - (4) 工事概要書(様式第9号)
  - (5) 建築物概要書(様式第10号)
  - (6) 前各号に掲げる図書のほか、市長が必要と認める図書

(設計図の添付図書)

- 第5条 第3条第7号の設計図には、次に掲げる図面及び図書を添付しなければならない。
  - (1) 開発事業区域求積図
  - (2) 現況図
  - (3) 土地利用計画平面図
  - (4) 造成計画平面図
  - (5) 造成計画断面図
  - (6) 排水施設計画平面図
  - (7) 排水施設縦横断面図
  - (8) 給水施設計画平面図
  - (9) 道路縦横断図
  - (10) がけの断面図
  - (11) 擁壁の断面図
  - (12) 工作物の構造図
  - (13) 工事中の防災計画平面図
  - (14) 建築物平面図
  - (15) 建築物立面図
  - (16) 前各号に掲げる図面のほか、市長が必要と認める図書
- 2 前項に掲げる図面及び図書には、必要に応じて計算書を添付しなければならない。

(開発事業の処分に係る土地開発審議会の意見を聴くべき行為)

第6条 条例第9条第4項の規則で定める開発事業は、良好な住環境の保全及び都市環境の形成に著しい影響を及ぼすおそれがある開発事業とする。

(開発事業許可基準の技術的細目)

第7条 条例第10条第2項の規定による必要な細目は、別表及び都市計画法施行令(昭和44年 政令第158号)第25条から第29条までに掲げる事項又は沖縄県県土保全条例施行規則(昭和48 年沖縄県規則第73号)第4条を準用する。ただし、市長が適当と認めるものは、この限りでない。

(開発事業変更許可の申請)

- 第8条 条例第13条第2項の変更許可申請は、開発事業変更許可申請書(様式第11号)に、第3条各号に掲げる図書(当該変更に係るものに限る。)を添えて行うものとする。
- 2 条例第13条第1項ただし書の規定に係る軽易な変更は、次に掲げるものとする。
  - (1) 工事の実施に関し、通常必要と認められる軽易な変更
  - (2) 前号に掲げるもののほか、良好な住環境の保全及び都市環境の形成に支障のない軽易な変更で、市長が適当と認めるもの

(承継の届出等)

- 第9条 条例第14条第2項に規定する開発事業許可等を受けた者の地位の承継を届け出ようとする者は、地位承継届書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。
- 2 条例第14条第3項の規定により開発事業許可等を受けた者の地位を承継しようとする者は、地位承継承認申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(開発事業許可等の表示)

- 第10条 条例第15条の規定による開発事業許可等の表示は、様式第14号による。
- 2 前項の表示は、開発事業に着手した日から完了するまでの間とする。

(届出)

- 第11条 条例第16条に規定する届出は、同条第1号に規定するものにあっては工事着手届出書 (様式第15号)、同条第2号に規定するものにあっては工事完了届出書(様式第16号)、同 条第3号に規定するものにあっては工事廃止届出書(様式第17号)によるものとする。
- 2 前項の届出は、条例第16条第1号及び第2号の規定に該当する場合は当該事由が発生した 日から7日以内に、同条第3号の規定に該当する場合は当該事由の発生する日の7日前まで に行わなければならない。

(検査済証)

第12条 条例第18条の規定により交付する検査済証は、様式第18号による。

(適用除外)

- 第13条 条例第23条第2号イの規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。
  - (1) 農道、管理道路又は排水路の設置
  - (2) 上下水道その他これに類する工作物を地下に設ける目的の土地の区画形質の変更
  - (3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査のための発掘又は保存のための土地の区画形質の変更
  - (4) 国又は地方公共団体の補助を受けて行う土地の区画形質の変更
  - (5) 沖縄県県土保全条例 (昭和48年沖縄県条例第53号) 第6条の許可に係る土地の区画形質の変更で市長が適当と認める行為

- 2 条例第23条第2号エの規則で定める団体は、次に掲げる団体とする。
  - (1) 独立行政法人都市再生機構
  - (2) 独立行政法人日本高速道路保有 債務返済機構
  - (3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
  - (4) 沖縄県住宅供給公社
  - (5) 公益財団法人沖縄県農業振興公社
  - (6) 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
  - (7) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条の規定により設立された法人
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する団体で市長が適当と認める団体 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(南城市市土保全条例施行規則の廃止)

2 南城市市土保全条例施行規則(平成18年南城市規則第93号)は、廃止する。

附 則(平成27年3月6日南城市規則第4号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 別表(第7条関係)

条例第10条第1項第2号イに係る行為の基準

## (保安距離)

1 保安距離は、開発区域界より10メートル以上保つこと。また、必要な箇所には転石防止措置を講ずること。

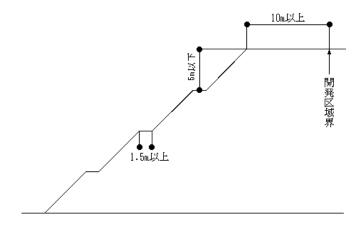
(採掘ベンチ) 附図1及び2参照

- 2 採掘ベンチ等の基準は、次に掲げるものとする。
  - (1) 採掘壁の高さは5メートル以下とする。
  - (2) 採掘壁の傾斜は $\theta$ 1<60°、 $\theta$ 2<60°、 $\theta$ 3<60°、 $\theta$ 4<60°とする。
  - (3) ベンチ幅は1.5メートル以上とする。

(最終採掘高) 附図2参照

3 最終掘削高は、開発区域内の最高地盤高より20メートル以内とする。

附図1



附図 2

